

令和元年 教育委員会第9回定例会 会議録

日 時 令和元年5月29日（水）

午後3時00分～午後5時05分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

【文化振興課】

- (1) 第3次子ども読書活動推進計画案について

第 2 報告

【子ども支援課】

- (1) 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例
- (3) 平成31年4月待機児童数について

【子育て推進課】

- (1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 障害児ケアプラン検討委員会構成員について

【指導課】

- (1) 保幼小合同研修会
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成31年4月末現在）

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月5日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉
文化振興課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子ども支援課長	新井 玉江
---------	-------

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	<p>それでは、お時間になりましたので、令和元年教育委員会第9回定例会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に先立ちまして、傍聴の方から傍聴許可申請があった場合にはこれを許可するということといたしますので、まずご了承ください。</p> <p>ただいまから第9回の定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員の出席、全員でございます。</p> <p>今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。</p>
金丸委員	はい。
坂田教育長	よろしく申し上げます。

◎日程第1 協議

子ども支援課

- （1）千代田区立こども園条例の一部を改正する条例
- （2）千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

文化振興課

- （1）第3次子ども読書活動推進計画案について

坂田教育長	<p>それでは、早速でございますが、議事日程に入りたいと思います。</p> <p>議事日程を見ていただきますと、協議事項で、子ども支援課から、こども</p>
-------	--

園条例の一部改正と幼稚園の使用条例の一部改正が出ております。そして、第2の報告事項のところの子ども支援課の(1)、(2)なんですけれども、保育の実施に関する条例の一部改正、千代田区保育施設等運営基準条例の一部改正という条例案が出ております。協議事項は、いわゆる学校、教育委員会にかかわるものの協議事項であり、次回の教育委員会で議案として提出し採決をさせていただきます。そして、報告事項の、この保育にかかわる、児童福祉にかかわるところは、扱いとしては報告ということになっておりますけれども、やはり同様の今般の幼児教育、保育の無償化に絡む条例でございまして、動機を同じにするものでございます。

したがいまして、この4つにつきましては、まとめて内容のご説明をさせていただきますと思います。

子ども部長からお願いします。

子ども部長

子ども支援課長が、本日、別件の用事でどうしても出られませんので、私からご説明いたします。

幼児教育の無償化については、マスコミ等でさんざん流れていたと思いますので、それに基づいて行われるのが今般の改正です。

改正理由のところ、「令和元年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化においては、保育所や幼稚園の利用者負担額（保育料等）について、内閣府令の改正に伴い、保育料を現行の金額から上限を0円とするよう各自自治体が条例で定めることとなる」という部分について、いわゆる千代田区の認可保育園の3歳、4歳、5歳、幼稚園の3歳、4歳、5歳、この保育料に関しては全てゼロ、無料となります。0、1については、基本的に、保育園は変わりません。

②のところ、「東京都が新たな多子減額制度を開始することに伴い、現在条例で規定されている多子減額の対象者を変更する必要がある」の部分について、後ほど説明いたします。基本的な考え方としては、「国及び東京都の制度改正に伴う内容変更を原則」とし、「改正により負担増となる世帯が生じないように配慮する」ということです。

改正内容のところ、「3歳児から5歳児及び3歳未満児のうち住民税非課税世帯について、国が新たに定める利用者負担上限額0円とする条例改正を行う」という部分について、3歳から5歳については全て保育料はゼロです。住民税非課税、3歳未満児の住民税非課税は、国が新たにゼロとしていますけれども、千代田区の条例では、既に住民税非課税世帯はゼロになっていますので、ここについては、国がこの制度を変えてきましたけど、ここについては、うちの条例は今までも住民税非課税世帯はゼロですので、変わりはありません。

その他の改正のところ、「小学校就学前子どもに対する主食の提供に要する費用に加え、副食の提供に要する費用について保護者から受け取ることができる費用とする」という部分について、ここで言っている「主食」というのはいわゆるご飯で、「副食」というのはおかずのことです。

②「多子減額の第2子の扱いの変更 第1子の年齢制限の撤廃」この辺も後でもう一度説明いたします。

改正条例は、①から④までの4本の条例改正となります。

これだけですとちょっとわかりにくいと思いますので、次のページ。これが国から出ています「3歳から5歳までの」——上の黒抜きのところですね、「幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます」というところについてです。10月1日から、これは「目指すこと」とされていますというけど、これは既に法律を通りましたので、10月1日から実施いたします。

白丸のところ、この辺は同じなので、白丸の消費税の引き上げにあわせて行いますよということで、この白丸の2つはまず飛ばしまして、真ん中の点線の「幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子供たち」、ここから説明いたします。

先ほどと重複しますが、「幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます」の部分、利用料に関しましては、千代田区で言えば、千代田区立の幼稚園、それから千代田区にはございませんが新制度に移行している私立の幼稚園もここに入ります。それから、認可の保育所、区立の全ての保育園、それから私立の認可保育園、それから区立のこども園、それから私立の認定こども園、これら全て、3歳から5歳の保育料の利用料が全て無償化されます。

米印のところを読みます。「子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます」。「子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園」というのは、千代田区で言えば、白百合、暁星、雙葉、神田寺、その他うちの区民が、ほかの私立の旧制度をそのまま適用している幼稚園。これ、どちらかという、今言ったように、旧制度のまま新制度に移らない独自の方針に基づいて、独自の入学金や授業料をとっているようなところが多いんですけど、そういう幼稚園に関しましても、そこに通っている子どもたちについては、上限月額2万5,700円まで補助しますということで、それ以上は出ませんけども、2万5,700円までは旧制度の幼稚園に通っている子どもにおいてもそこまで出ますよということです。

「実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です」。これもちょっと後でまたご説明しますが、食材料費については無償化の対象外ですと言っています。

続きまして、「幼稚園については満3歳から、保育所については3歳児クラスから無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです」。これ、もう既にそれらも同じような取扱いになっております。これ、また後ほど出てきますけど、それらというのは、類似施設の障害者施設とかそういうもろもろの施設も、同じような無償化の対象となっております。

次、「0歳から2歳児までの子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます」。これは、先ほど言いましたように、既のうちこの区では、住民税非課税世帯は無償化されているので、変わりません。0から2歳に関しましては、保育園の保育料は変わりません。あくまでも無償化の対象は3歳から5歳ですので、0から2は変わりません。

対象となる施設・サービス。幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）。それに加えて、企業主導型保育事業も同様に無償化の対象とされています。

「最優先の課題である待機児童の解消に実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒し」と、このところはこの中身とは関係ないんで、この米印は抜かして、後ろのページに行きます。

次に、「幼稚園の預かり保育を利用する子供たち」。

「幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）」、これは先ほど言いました2万5,700円なんですけど。これに加えて、「利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます」と。要は今、幼稚園で預かり保育をしている家庭で、両親が働いていて、この預かり保育をしないとできないよという家庭に関しては、月額1万1,300円までの範囲で預かり保育料が無償化されますということです。ですから、区立幼稚園などでも、今、預かり保育とかをやっていますけども、この保育が必要だと認定されている場合の子どもに関しては、月額で言うと1万1,300円までは保育料の利用料が無償化されますということです。

「認定こども園における子ども・子育て新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます」。認定こども園も同様にこの制度が適用されますということです。

次に、「認可外保育施設等を利用する子供たち」。認可外については、認可外は全て認可外という形になりますので、認証を含め、あらゆる認可外の施設が対象になります。「認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます」。これは今、認可外でも、区で把握している認可外というのは、例えばひまわり育児室ですとか今川中の緊急保育施設ですとか、千代田小、昌平小に入っている認可外は、区の補助が出ていて、基準も区のものに満たしているところですけど、こういうところ以外にも、いろんなところの認可外施設があります。こういう認可外に預けている3歳から5歳の子どもたちでも、月額3万7,000円を上限として利用料が補助されますということです。

次に、その認可外で、0から2歳の子供たちについては、これは住民税非

課税世帯に限りますけども、こちらのほうは認可外に行っている場合には、月額4万2,000円までを上限として補助しますということです。4万2,000円までの利用料が無償化されます。4万2,000円の上限として無償化されるということです。

対象となる施設。「認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設」、東京都の認証保育所は区内にたくさんあります。それから、「ベビーホテル、ベビーシッター」。ベビーシッターでも、国の制度に基づく居宅訪問型事業という、ベビーシッターが認可事業ですけど、そうではなく一般的な民間がやっている国の制度にのっとっていない普通のベビーシッター、それから「認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業なども対象」となります、ということで、かなり広く、認可外の利用に関して、このような補助が出ます。

「無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます」とありますが、認可外といえども、東京都に届け出るんですね。全く届けていないところは把握できませんので、東京都に届け出のある認可外保育施設でも、東京都のほう为指导監督基準を満たしている認可外というのがあります。届け出を出すのは自由ですから、届け出は出したんだけど、東京都がその監督基準を満たしていないよといった場合でも、今後5年間はいいですよということなので、東京都に届け出のある認可外施設でしたら全て対象になります。ただし、あくまでも両親が働いている等で、この認可外施設に預けざるを得ないということが当然条件になってきますので、例えば完全に英会話とかそういう、認可外保育事業者なんですけども、例えば母親は普通に自宅で家にいるけど、この時間だけ英語を教えるためにこの認可外施設に預けているという場合には対象にならないと。あくまでも英語だけ教えているとか、そういうのでも構わないんですけど、それから帝国ホテルや何かのベビーホテルで何十万で預けているという場合でも構わないんですけども、この場合は、あくまでも両親が働いているから預けているんだよといった場合には、月額が、3歳から5歳の場合3万7,000円までが条件で出ますよと。あと、0から2の場合は、非課税だったら4万2,000円までが無料になりますということです。

次、「いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち」。「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます」。これも3歳から5歳が同じく対象です。なお、0から2歳の住民税非課税世帯については、既に無償となっております。したがって、障害児通園施設、療育施設とかそういうところを使った場合には、3歳から5歳については、保育園、幼稚園、同様に障害児の施設に通っている場合も、3歳から5歳は無償化されます。0から2歳も、ほかと同

様、非課税世帯は無償です。

幼稚園、保育園、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合には、全て、この3歳から5歳の場合ですけれども、保育園が終わった後で、その後で放課後デイとか障害者の療育施設等に通う場合には、保育園、幼稚園、その後の障害施設、全て3歳から5歳の場合は無償になりますということです。

これが、国のほうで今回改正する中身でございます。

続けて、もう一つの紙のほうも説明してまいります。

これは、先ほど東京都が、「認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援について」ということで、今現在、うちの区では、保育園に預けていますと、保育料は、第2子は半額、第3子は無料となっています。この場合の第2子、第3子というのは、保育園においては、その保育園、別の保育園でもいいんですけど、子どもが6歳まで、どこかの保育園に1番目の子がいて、2番目の子どもが保育園に通っていれば第2子、3番目の子どもが保育園に通っていれば第3子という考え方に基づいています。例えば、上の子どもが小学校に上がっていた場合には、自分の子どもとしては第2子なんですけど、保育園の中では第1子という考え方になります。

それから、ちょっと複雑なんですけど、幼稚園の場合は、第1子を小学校3年生までが第1子で捉えて、4年生になってしまうと第1子から外れます。3年生を1子として、それ以下ですと第2子、第3子。これ、何で幼稚園は小学校3年で、保育園は6歳までなんだというのと、これ、お互い、幼稚園って3、4、5しかないですから、小学校3年、2年、1年から捉えるとちょうど幅が6年間なんです。保育園のほうも0から5歳なんで、同じく学年の刻みを6年間にしてあるんで、幼稚園の場合は小学校3年生までが第1子、4年生になってしまうと1子じゃなくなるという考え方だったんです。この考え方について、東京都のほうで、その上の子どもの保育園だったら保育園に入っていないなければならないとか、幼稚園だったら小学校3年までというのを、東京都のほうで独自に補助を出して撤廃しますと。つまり年が離れて、例えば上が中学生だろうが高校生だろうが、極端な話、40だろうが50だろうが、第1子がいたらその人を第1子として数えて、その2人目の子どもが、上に50、40といて、第3子が保育園だったらもう、最初から第3子扱いして、ただにしますよということで、第1子、第2子、第3子という考え方を取っ払って、子どもが本当にその第2子なのか、第3子なのかという、本当の家族の中での第何子なのかというものに基づいて補助を出しますよという仕組みです。

それで、今言ったような中身を条例に落としていきます。

条例上では直接取り扱わないんですけど、一緒についてくる部分で、食材費については、保育料が、0歳から2歳は今までどおり保育料の中に全て食費は入り込んでいますから、生活保護とか非課税の方が0円といたら別に食材費は取りませんし、所得が低い世帯も保育料が1,000円とか2,000円な

ら、別に食材費は取りません。0 - 2歳で一番高いところで、5万7,500円。国の標準で一番高いところは10万円取れとなっていますけど、千代田区の場合、5万7,500円ですけど、0円から5万7,500円の中に、0から2歳の場合は、食材費も全部含めて入っています。今まで3歳から5歳についてもそのように取り扱ってきました。

先ほど主食というのはお米ですと、副食というのはおかずですと言いました。国の制度は、0歳から2歳に関しては、主食も副食も全て保育料の中で取るとなっています。従前、3歳から5歳に関しては、副食、おかずは保育料の中で取りなさい。主食、お米については、保育料に含めず、別途実額相当を取りなさいというのが今の制度です。ただし、23区に関しては、今、主食だけ取っているという区はございません、実額で。保育料の中で取って、あとは主食費は特に取っていません。ただ、地方に行くと、主食代だけ別に取ったりとか、お米だけ持参してくるとか、炊いたご飯を持ってきておかずだけ出ているという保育園も結構まだあるそうです。

今現在、国の考え方は、0から2歳は、主食、副食は全部含めて保育料で取る。3歳から5歳に関しては、副食費は保育料の中に入っています。主食は別に実費相当を取りなさいとなっていますけど、23区でこれを取っている区はございません。

今回の制度改正では、3歳から5歳に関して保育料は無償化されましたけども、今まで保育料の中に入っているとされていた副食費については、国は今回の制度改正で、副食費を保育料の中から切り離しました。したがって、国は、副食費も主食費も実費で取りなさいというのが国の考え方です。直接の条例改正の中には、この部分について金額等はうたっていません。今現在、区の中は、ここの実費、食費の実費部分についてどうするかということについての最終的な結論は、まだ協議している最中でございます。

それで、現在、23区の動きを見ますと、ここの部分の食材費について、取るのか取らないのかという議論がまとまらない状態で、区ごとに、取るんだ、取らないんだとあって、いや、もう3歳から5歳は無償化だと言っているんだから、食材費も全く取らないと言っている区と、いや、この考え方で言えば、実費相当は取らなきゃおかしいんだと。食費というのはどこにいたってかかるんだから、これは取りましょうと。いや、そんなこと言ったら、0から2は取っていないじゃないかとか、もう、議論が取りとめもない状態になっておまして、食材費の部分については、どういう取り扱いをするかということところは、現在うちの区においてもまだ確定しておりませんが、今言ったように、法律に基づいて行われる部分については、ここを幾らにするかとかそういうことはなくて、取ることができる規定ですので、取るか、取らないかという部分については、決まれば後ほどまたお知らせします。

村木部長のほうからフォローする部分があれば、またフォローしていただきたいと。

坂田教育長

はい。補足をお願いします。

教育担当部長

村木部長。

すみません。ただいまの子ども部長の説明にちょっと補足させていただきます。

今回のこの幼児教育の無償化に伴います条例の改正につきましては、国が政令によって定めます基準に従って改正を行うということになっております。ただ、その政令のほうはまだ、概要という形でしか示されていないものですから、具体の条文に落とし込む作業がまだ十分にできておりませんで、そのため、申しわけないですが、今回ご提示しましたこの新旧対照表に出ていますこちらにつきましては、あくまでも現時点での想定ということでございます。内容につきましては、ただいま子ども部長が説明した内容に沿ったものとなるということ、こちらは間違いございません。ただ、細かな表現につきましては、今後、議案としてこの場に提出する際には、確定したものとして出していきたいと思います。

また、この点につきましても、ただいま子ども部長からご説明がありましたが、条例の具体の運用の場面において、どこまで徴収するかとかそういったことで、まだ区長部局と十分に詰め切っていない部分がございますが、これはあくまでも運用に関するものですので、そのところは、条例の規定の中では、今回そこまでを確定しないまでもできることもあるかとは考えてございます。ただ、運用面について区長部局と詰めていく中で、どうしてもまた、新たな改正が必要であるということであれば、そちらについてはまた、改めてこの場で協議ということを出させていただきたいというふうに考えてございます。

補足は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

中根課長はいいですか。

ただいまご説明をいただきました。幼児教育・保育の無償化ということで、政府が大々的に打ち出したわけでございますが、今、現実問題、0歳、1歳、2歳というところが保育需要に対して供給が追いついていかないという中で、そこが一番の問題じゃないかと、当初からいろんな指摘はございます。とにかくこれは、今回は、無償にするというのも、施設サービスを無償にするわけですから、施設に入っていて初めてこういう無償のサービスを受けられる。入っていない人も随分いるじゃないかと。そこを何とかしなきゃいけない、もっと施設をつくれという、当たり前の話が基本にあったんだろうと思いますが。対象をぐっと絞って、3歳から5歳、基本的に何らかの必要な人は施設に入っている、幼稚園なり保育園なりに入っている。そこだけをターゲットにして無償にするんだというようなことで議論が煮詰まっちゃったようでございまして。

法律のほうで10月1日から施行するんだと、もう決まってしまったんですね。しかし、現実にはどういう形で具体的に対応するんだというのが、それは

政令という形で出てくるんですけども、現実に事務を負うのは地方ですんで、今、大混乱をしているさなかです。ただ、10月からは始まると。

これは、中身は決まって、今度こういうことになりましたと各家庭に周知をしなきゃいけないんです。保育料は無償ですけども、こういう実費はかかりますよとか、一切かかりませんよとか等々を周知をしなきゃいけないんですが、その時間も余りない中、まだ煮詰め切れずに、最終の10月1日だけは迫ってくるというようなことになっているという状況です。

ただ、一番の争点は、今、部長からもお話がございましたように、実費は取ることができますよというようなことで、給食費というか食材費、これは、食材というものの性格上、保育園にしようが家にしようがどこにしようが、みんな物は食べるんだから、それは公がというか、税金で負担すべきものじゃないんだという一般的な議論はあります。それは学校も給食費を取っていますし、あるいは高齢者の施設であれ何であれ取っているということはあるわけです。

で、区については、部長のお話のように、国が一部は取って一部は保育料だよと言っている時代から、23区は取っていないんですね。取っていないというのは、基本的にはほかの制度との性格の違いとか、保育における食事というのは生命維持活動みたいなどころがあるんで、保育の一環だということですよ。という側面から取ってはいなかった。今回そういう、国のほうで改めてまた、副食も主食も取りなさいみたいなことで、どうするかということを検討しているという状況でございます。

無償化といいながら、結局今まで、この食費を取るということを大原則にすると、食費は取るけど、まあ、保育料は無料だということになるんですが、食費のほうが大きくなっちゃうというケースもある。

説明がございましたけれども、何か、わからない点、わからない用語、はっきりしないことがございましたら、ご質問いただきたいと思います。

どうでしょう。

金丸委員。

金丸委員

事実をちょっと確認したいんですけども、幼稚園の保育料というのは、この上限の月額2万5,700円という金額よりは、千代田区の場合は低い金額だというふうに認識してよろしいのでしょうか。要するに、幼稚園の保育料の無償化というのは、括弧して、上限月額2万5,700円と書いてありますから、2万5,700円という金額よりも高い保育料を取っていたとすれば、それとの差額は取らなきゃいけないという話になるじゃないですか。だけど、千代田区としては、それよりもみんな安いんだというふうに認識しておいてよろしいのかどうか、事実確認をしたいと思います。

坂田教育長
子育て推進課長

中根課長。

今、金丸委員がご質問いただいたところが、私立の幼稚園に通っている保護者の方に対する補助の部分になります。その方には2万5,700円、月額で補助が出ますということに。私立幼稚園に通っている方限定のお話になりま

す。

千代田区内の私立幼稚園ですと、一番安いところで、神田寺幼稚園の3万2,000円、月額保育料になっておりますので、差額は6,000円ぐらいは引き続き自己負担という形になります。

教育担当部長
坂田教育長
教育担当部長

すみません、補足していいですか。

村木部長。

補足させていただきます。

幼稚園につきましては、平成27年に子ども・子育ての新制度が始まったときに、その新制度に移行した園と、旧来の私学助成でやっていくという園の2つに分かれました。今回それで、子ども・子育ての新制度のほうに移行した園については、国のほうで決めた標準的な負担額というのがあって、それ以下でなければならないということになっていきますので、そうすると、必ず今回の制度で行けば無償になります。

私学のほうは、こちらはそれぞれに定められますので、今、中根課長のほうから説明があったように、それを超えて徴収しているところもあります。ただ、超えて徴収しても、今回はこの4万までは無償になりますという、そういった制度になります。

坂田教育長
金丸委員

金丸委員。

もう1点だけ。そうだとすると、要するに幼稚園に通っている子が、長時間保育をするときに、短時間の園児と長時間の園児と、多分保育料が違うんじゃないかなというふうに思うんですけども。その長時間の場合にも、今の規定によって、無償の対象になっているんだというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

坂田教育長
子育て推進課長

中根課長。

私立幼稚園でもしそのようなことをやっている場合、先ほどの保育の必要性があると認められれば、その差額の、裏面にありました1万1,300円までの上限も補助としては出る形になりますけども、それを超える場合には、引き続きやはりそれも自己負担になる形になります。

金丸委員

それは、今の話は私立の新制度に移行していないところなんですよ。じゃなくて、千代田区立の幼稚園の場合にはどうかという。

子ども部長

それは、3歳から5歳の、いわゆる千代田区立の幼稚園というのは全部新制度の幼稚園ですので、公立の幼稚園は全てと、新制度に移行した幼稚園は、短時間であれ長時間であれ、全て保育料は無償になります。なので、保育料はかかりませんということです。

金丸委員
坂田教育長

はい。ありがとうございます。

はい。そういうことでございます。

ほかにご質問がございましたら。

中川委員。

中川委員
子ども部長

保育料は、収入によって多い少ないというのがありますよね。

はい。

中川委員 その上限というのは、

坂田教育長 部長。

子ども部長 0歳から2歳は今までどおり取ります。0円から5万7,500円まで。で、3歳から5歳は今回全部無料になってしまいますけど、現状は、4・5歳が1万8,000円で、3歳が……。

子育て推進課長 2万2,600円。

子ども部長 2万2,600円が上限ですけど、今回それが全部なくなりますから。3-5は保育料がもうかかりませんので、応能負担で保育料はできていますけど、3-5は保育料ゼロですから、もう応能負担じゃなくて、全て3-5の保育料はゼロです。0-2は応能のまま残りますので、0から5万7,500円まで、所得の大きさに応じて、なっております。

 ただ、千代田区が現在取っています5万7,500円は、かなり、20年ぐらい前に定めた額ですので、国が一番上で取りなさいよと言っている額は10万円を超えています。なので、地方のほうへ行くと、大体一番高いほうは10万円取られていますね。うちは5万7,500円までですけど。

坂田教育長 ということでございますが、よろしいでしょうか。

 金丸委員。

金丸委員 今のを整理すると、逆に言えば、主食とそれからおかずの代金を取らなきゃいけないとすると、今までに比べて悪い状態になるから、それをどういう制度にしなきゃいけないかというところの議論がやっぱり一番重要になるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

子ども部長 はい。まさに今、各区がそこを苦慮しているところでございます。

坂田教育長 ほかにございますか。よろしいですかね。

 これ、なかなか急がれてはいるんですけども、回答が難しいというか、答えを出しにくいところがございます。

 金丸委員。

金丸委員 もう1点。見方がおかしいのかもしれませんが、結局無償になるということは、国からその費用が、例えば千代田区の幼稚園については、千代田区に入金されるということになるじゃないですか。そのときに、例えば千代田区の保育料が今よりもっと高ければ、その高い金額が入ると、こういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

子ども部長 国や都から入るお金については、もともと0歳児とか3歳児、5歳児について、それぞれこの金額がかかりますよという公定価格という金額が示されていて、例えば0歳児だったら20万ですよとかという金額があります。保育料については、その20万のうち、国が、10万を保育料で取りなさい。残りの10万は国が2分の1を出して、都が4分の1を出して、区が4分の1を出しなさいと。それに関して、例えば千代田区の場合は、10万を取りなさいよと言っているところを5万7,500円しか取らないと、残りの4万ぐらいは区が負担しますから、区は保育料で独自で安くしている部分の負担と、それからそれ以外の本来4分の1負担するところの2カ所が負担されるんですけど

ど、今回の無償化によって、例えば20万円ありますよといったところが、保育料はもう全部取らなくていいんだからということになると、そのうちの総額の2分の1を国、4分の1が都と区がそれぞれということになりますので、区としては、総体の4分の1を負担する部分は増えますけども、独自で安くしていた部分は、その分が免除されますので、差引きするとどうなるかということなんですけど、今回の3歳から5歳に関しては、試算したところでは、今回無償化することによって、区の負担が減るというふうな試算が出ています。つまり区がその分、自腹で負担している部分が大きかったので、無償化されて保育料が入ってこなくても、逆に国や都から入ってくる金額のほうが大きくなって、総体では、今回の無償化では区は黒字になるというふうに試算しています。

坂田教育長

金丸委員。

金丸委員

それを前提にお聞きするんですけども、要するに、区のほうの負担が減った分と、それから今言った主食とかおかずの費用を比較したときに、それはどちらのほうが金額的に高いんでしょうか。

子ども部長

これもあくまでも試算ですけども、もし仮に主食、副食費を取れと言われている部分を、3歳から5歳に限って実費で取ったとすると、これ、ざっくりとした計算なんですけど、それと今回黒字になる金額が、これ、ほんと、まだ精査していないんですけど、大体同じぐらいになるんじゃないかというふうに今は見えています。

金丸委員

ありがとうございます。

坂田教育長

はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

進捗があったときは、またご連絡をさせていただきます。

それでは、引き続き協議事項の3つ目になりますが。文化振興課さんに来ていただいておりますけれども、第3次子ども読書活動推進計画案についてということでの協議です。お願いいたします。

文化振興課長。

文化振興課長

第3次千代田区子ども読書活動推進計画の案についてご説明を申し上げます。お手元に本計画の概要版と本編をお配りしております。本日は概要版を用いてご説明申し上げます。

本計画は、子どもの読書活動推進に関する法律第9条に、計画の策定は区市町村の努力義務とされており、千代田区も、平成18年度に第1次、平成25年度に第2次を策定しております。今回、今年度を初年度とする第3次の5年間の計画を策定していきます。

概要版の2番、「第2次子ども読書活動推進計画の成果と課題」のところをご覧ください。

「第2次計画に基づく取組みと成果」でございますが、1番、「子どもたちへの読書活動の支援の充実」。こちらは、平成28年度から、区立図書館に

において「おはなし会」を開催して、読書に親しむ機会を増やしております。平成29年度には、千代田図書館において、中高生専用ルームと専用席を設置し、中高生の利用環境の充実をはかりました。学校支援活動では、学校支援担当司書が区立の小学校・中学校へ週3回、保育園・児童館・幼稚園・こども園へは月2回訪問し、読み聞かせやブックトーク、図書館オリエンテーションのほか、授業の支援、学校図書館の蔵書構築の支援など、様々な活動を実施してまいりました。

ページをおめぐりいただきまして、2番、「千代田区子どもの読書調査の開始」です。平成27年度から、区立学校の子どもたちの読書の現状や変化を把握するために、毎年、区立小・中、中等教育学校（前期）の児童・生徒を対象に「子ども読書調査」を実施し、調査結果を区ホームページにて公開するとともに、各校と結果を共有し、読書活動の推進に取り組んでおります。今年度は、この調査の結果を保護者の方とも共有させていただきました。

3番、「区内私立学校との協力・連携の進展」。区内の公立・私立学校の児童・生徒を対象とした「出張読み聞かせ講座」を開催するほか、希望する私立学校へは、ブックリストやイベント情報など読書活動に関する情報の提供を図っております。

次に、「現状における課題」でございます。

1番、「特別な支援を必要とする子どもへの読書活動」。図書館で行う特別支援のサービスについては、必要な支援を検討し、実用化する必要があります。また、支援対象に発達障害や外国語を母国語とする子どもたちも含め、必要な支援に取り組んでいく必要があります。

2番、「子どもを取り巻く大人への支援」。子どもの読書週間には、子どもを取り巻く大人の読書に対する姿勢も関係してきます。講座や講演会等の取組み以外にも、千代田区立図書館ホームページや学校等の関係機関を通じた幅広い情報提供のあり方を考えつつ、家庭や地域における支援を行う必要があります。

3番、「ボランティア活動の支援」。読書ボランティアの地域の活動の場や機会の提供が広げられていないため、区内施設などとの連携により活動範囲を広げることが求められています。

次に、「第3次の目標」でございます。こちらについては、3つの目標を挙げさせていただきます。

1番、「読書の楽しさ、素晴らしさにふれる」。子どもの読書意欲を喚起するため、子どもの成長過程に応じ、子どもに本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさにふれる取組みを進めます。

2番、「読書の大切さを知る」。様々な手段を通じて多くの人に本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを実感できる機会を伝え、読書体験を促していきます。

3番、「読書環境をみんなで支える」。家庭、地域、学校、行政、企業がそれぞれの強みを活かし、協力・連携を「深め」、様々な取組みを進めま

す。また、様々な場面で活躍する、読書活動の推進に関わる人材を育成します。

次に、「基本的な視点」でございます。こちらのほうは、5つの視点を挙げさせていただいております。

1番、区民だけでなく、区内在勤者・在学者も計画の対象とします。

2番、乳幼児・小中高生を中心とする子どもを主要な対象としますが、読書習慣の継続性を重視し、子どもを取り巻く大人の読書活動も推進対象に含めます。

3番、本を中心とする読書活動の振興だけでなく、メディア環境全体における情報活用能力の育成を視野に入れます。

4番、計画中の具体策においては、文字による読書が困難な方に配慮いたします。

5番、読書時間や読書冊数の増加といった単純な数値目標の達成のみを目的とするのではなく、読書振興につながる読書環境の改善と発展を目指していきます。

次に、この計画の実施期間でございますが、本年度から5年間、2019年度から2023年度までの概ね5年間といたします。

次、6番、「読書活動推進に向けた施策」です。

こちらのほうは、「子どもの成長過程に応じた取組み」と、おめくりいただきまして、2番、「読書環境の整備・充実」、3番、「広報・啓発活動」、4番、「子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援」。こちら、各項目について、第2次からの継続のものは黒丸で、拡充のものは白い丸、新規のものは二重丸として示させていただいております。

以上が、第3次千代田区子ども読書活動推進計画の案の概要のご説明でございます。

こちらについて、今後、素案として6月20日号の広報紙でパブリックコメントを実施させていただきまして、そちらのほうのご意見を反映したものを、区議会や教育委員会、それと庁内とも調整して最終案を確定し、第3次子どもの読書活動推進計画を策定していきたいと思っております。

本日の今回の案を素案として出させていただけたらと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

読書活動推進計画ということで、先般も教育委員の各委員の皆さんにはお話をいただき、ご指摘も賜ったところです。そういった点も踏まえまして、今般の案ということになっております。

何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいですか。この案自身に反対という趣旨じゃないんですけども、今ここに来て、英語教育を初めとして、学校の授業数がぎりぎりになってきている。その結果、読書タイムなんかを削って英語の時間に充てたりなんか

しなきゃいけないような現状が出てきているということに目を向けた場合に、学校支援になるんでしょうか、それとも学校での取り組みになるのかわかりませんが。具体的にはそういうことを前提として、一体どういうふうにしていくんだというところの視点について、もちろんこういうふうに細かくは書けないにしても、きちんと説明ができるようなことを考えなければいけないのではないかとというような感じがいたしました。

主任指導主事 読書活動の重要性というのは、ここ数年、各学校でもよく認識しており、またその充実をさまざまところで図っているところです。

金丸委員からご指摘がありましたように、学習指導要領の改訂に伴って外国語が入ってきたことにより、時数の確保というところが大きな話題となっておりますが、本区では、モジュール授業の実施というところで、今までの活動内容、朝の集会ですとか、また読書活動の時間を圧迫しないような形で、昼ですとか、また午後の時間帯に15分間モジュールで実施するなど、各校は工夫をしております、読書活動に今まで取り組んできた時間自体が短くなっているということはないと認識しております。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

先ほど昌平でも、今度、今まで週に何日と言っていたのを、帯で読書の時間をつくるというようなことを校長先生は言っていらっしゃいました。それには、きっとほかのカリキュラムとの相当の調整をしながらやってきているんだろうなというふうに思います。

これからAIの時代になるけれども、問われるのは読解力だということなどは、人として生き抜くには、国語の力であり読解力だということなどが言われています。こういった、文字に親しむ、あるいはいろんな経験を本からするというようなことが大事になっていくというのは、学校それぞれには共通の認識があるというふうに思っていますので、その工夫はさせていただきたいと思います。

どうぞ。

金丸委員 もう一つ心配しているのは、来年度の採用候補の国語の教科書を見てみると、読解しなければいけないような文章が減っていて、そのかわりに、その後こんな本を読んだらどうですかというのは非常にたくさん、どの教科書も書いているんですね。今の子どもたちの持っている時間を前提とすると、片方で、あれもやりなさい、これもやりなさいと言われながら、それをやれない状況の中で、どうやって読解力を培っていくのかというのは、もう少し根本的なところから考えないと危険かなという感じがします。

坂田教育長 はい。まさにそうだというふうに思います。子どもに忙しい状況をつくっておきながら、というところは一方でございますので、根本的な議論を今後も続けていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

ほかにご指摘はございますか。この計画案につきまして。

中川委員 この中の「現状における課題」で、「特別な支援を必要とする子どもへの読書活動」なんですけど、その支援対象の中の、「外国語を母国語とする子

どもたち」というのに対して、これに必要な支援というのはもっと取り組んでいく必要はあるんじゃないかなというふうに思うんですけど。

千代田区の中で、何語が必要とされているのかというのはわからないですけど、例えばポルトガル語、タガログ語とか必要だとかというふうに、そうした言語を母国語とする人たちに対してどうしていくのか、その視点がこの中にもう少し具体的にあってもいいのかなというふうに思います。

あと、発達障害や何かにも関係してきますけど、文字による読書が困難な方の配慮ですね。ディスレクシアというのか、文字をうまく読めない人たちに対しては、タブレットがすごく効果的ということがあるんですけど、そういうタブレットや何かによる読書みたいなものを、どこかに位置づけていただけたらいいなというふうに思ったんですけども。

坂田教育長
文化振興課長

担当課長。

はい。DAISYのサービスをご利用の方もいらっしゃるんですが、まだまだご利用の実績も少ないところなので、こういうサービスもごさいますというところを周知にも努めて、また、その方たちにどういう支援が求められているかというようなところもキャッチボールしながらやっていきたいと思っております。

ここの計画の中で、そうした項目をどこに入れていくかというところはまた検討させていただいて、改めてご報告させていただきます。

坂田教育長

よろしいですか。

外国人では昨今、周辺の区で相当課題になっている。従来は親御さんのどちらかが日本人でという形で、その子どもが学校に来るというのは多かったんですが、もう昨今は、本当にご両親とも外国人で子どもも日本語は話せない。もちろん子どもも日本語を話せないという中で、一定数というか相当の数になってきているので、日本語を教えるクラスを、小学校、中学校の中にきちっと設けたと。荒川だったか、江戸川だったかな、というようなところまでも来ている。

それは、母国語が多様なんですね、今、中川委員が言われたように。そういう中で、英語ができるというわけでもない。その国の方が来て、日本で住まわれて、子どもを日本の学校に預ける。しかしその子は日本語ができない。親もできないわけですから。母国語は多様であるというところで、そういうクラスをつくって日本語を教えるというのを、もう手がけなきゃいけない、そういう事態になっているというところが、幾つかの区でございました。

今、千代田の場合は、どのぐらいの割合、今ここで手元に数字は持っていないでしょうけれども、そういうことを射程に入れなきゃいけない状況なのか教えてください。

主任指導主事

細かい数字をここでお示しできず、申しわけございません。ただ、現在、千代田の中では、そういった、日本語を母国語としない児童・生徒は若干名おりますが、それについては日本語指導という、そういったシステムもござ

いますので、そちらで、日本語の習熟の程度に応じて、レベルを5段階に分けて、週に3時間から8時間程度、またそれを1カ月から、長ければ2年から4年かかるケースがございますが、その子の習熟の程度に応じて、日本語指導のほうを実施しているところでございます。

また、あわせて、全く日本語を話せないという場合には、通訳を派遣するという、そういった制度もありますので、適宜活用して対応しているところ
です。

坂田教育長 中川委員。

中川委員 それが読書活動にもつながっていくというような取り組みというのは必要
になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

坂田教育長 はい。ご意見を賜って、ご指摘はそのとおりでというふうに思いますの
で、この先もそういったことを視野に入れながら、検討していきたいと思
います。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

金丸委員。

金丸委員 実は、この概要書で言えば、3ページ目の4の「基本的な視点」の3、い
わゆる情報リテラシーの問題というのは、実は、今、最も緊急を要する状況
なのではないかと。例えばトランプ大統領のツイッターのように、インター
ネットで一方的な情報しかとらないようになってくることは一番怖い状況だ
と思うんですね。そういう意味では、学校と協同しながら、子どもたちが客
観的に正しい情報もしくは公平に情報を取り入れるという、そういう活動を
する何か施策をしないと、非常に危険な世の中になっていくのではないかと
いうふうに私は思っています。

そういう意味で、視野に入れるだけではなくて、具体的な活動もこの中に
取り込まれるといいんじゃないかなとは思っています。

坂田教育長 はい。もちろんその情報、活用というだけじゃなくて、プラスの面とマイ
ナスの面が相当大きいというのは間違いないことではございまして、その点に
ついての情報教育というものは、具体の本編のほうに、どこかに出ているの
かな。

中川委員 16ページに。

坂田教育長 16ページ。なるほど。具体的な取り組みが今後はやっぱり必要だとい
うことではございますんでね。とりわけ学校では、スマホを各自で持っている中
で、それを手法として、教育の材料として使っていこうじゃないかという中
では、一方でマイナス面が相当強いもの、大きなものがございますので、そ
の点も配慮しながら、情報の活用のあり方というものを検討していきたいと
いうふうに思います。

ほかにご指摘はございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長 それでは、今般の読書活動推進計画案、これにつきましては、さまざま
ご意見を賜りましたので、その点も踏まえて、担当所管のほうでまた整理

文化振興課長 | をしていただければと思います。どうもありがとうございました。
ありがとうございました。

◎日程第2 報告

子ども支援課

- (1) 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例
- (3) 平成31年4月待機児童数について

子育て推進課

- (1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果について

児童・家庭支援センター

- (1) 障害児ケアプラン検討委員会構成員について

指導課

- (1) 保幼小合同研修会
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成31年4月末現在）

坂田教育長 | それでは、また日程のほうに戻りますが、報告事項の子ども支援課、
(3) ですね。平成31年4月の待機児童数についてでございます。

子ども部長、よろしくお願ひします。

子ども部長 | 子ども支援課長にかわりましてご報告いたします。

お手元に資料が2枚ございます。1枚目が定義の変更前、次が定義変更後とありますが、待機児童というのは、簡単に言えば、待機しているというだけじゃなくて、麴町保育園を希望していましたが、西神田保育園はあいていますよといったときに、西神田保育園は遠いので行きませんと言った人は待機児童にはならないと、従来はそうになっていました。したがって、この表にあるような、特定園留保、留保、転所留保ということについて、このような方々は待機児童になりません。

今回、定義の何が変わったかといいますと、居宅訪問型事業を利用した場合には、認可保育園と同じ料金で利用できますので。従来は、この、国の認可している保育園ですとか小規模保育所等に、そういうところにあきがあった場合に、行かないよと言った方は待機児童でカウントしておりませんでした。今回、国が、居宅訪問型事業、いわゆるベビーシッターに限って、ベビーシッターを紹介したんだけど、それは使いませんと言った方は、従前では待機児童には数えなかったのが、そのほかの認可はあいていませんというような状況でベビーシッターしかあいていないというようなときには待機児童に加えますというのを、この5月の中旬ぐらいにカウント方法を突然変えてきました。通常ですと、4月1日過ぎた後で変えるというのもちょっとおかしい話なんですけども、4月1日時点で千代田区は待機児童ゼロですというプレスを既に発表しております。現在、国の調査で調査方法が変わりましたということですので、特に、待機児童数が出ましたという旨のプレスはいた

しませんけども、国のほうでは当然これを集計して出しますので、きょう教育委員会でご説明しておりますが、この後、議会の常任委員会等でも報告しますが、算定方法が変わったことによって、4月1日現在で、2枚目の表の一番頭なんですけど、今回、待機児童が4名出ましたということで、ここ何年間か、六、七年ですか、待機児童ゼロということで、4月もクリアしたという状況だったんですが、国のカウント方法が変わりましたということで、待機児が発生しました。

4月1日にさかのぼって集計方法を変えてきましたので、今後聞かれた場合には、千代田区では待機児が4名発生したというのが正式な見解になりますので、よろしくお願いします。

以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。待機児は、従来から国のカウント法によって各自治体が出していたということがございます。その際も、ずっと「隠れ待機児」という言われ方をしていましたよね。

ただ、統計ですので、全部同じ基準でみんながやらないと意味のないものになりますんで、そういうことになりましたということでございます。今の部長の説明のとおりでございます。

ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、待機児童数についてはそういうことでございます。

引き続き報告事項、認可保育所設置運営事業者の選定結果についてということでございます。

中根課長。

子育て推進課長

平成30年度、一度秋に認可保育所の設置運営事業者を募集いたしました。現在、就学前のお子さんが増えている和泉橋出張所地域あたりでの提案をしていただくことができませんでしたので、この1月から、和泉橋地域を重点地域としまして、それプラス、神田公園地区と万世橋地区についても提案できる範囲といたしますという形で追加公募をいたしました。その公募した結果が今般の資料になっております。

プロポーザルにご提案いただきました事業者は2社ございました。その中から、5番にありますとおり、株式会社テノ、コーポレーションの提案を採用することといたしました。

予定地は、外神田の四丁目8番になります。概略図が裏面でございますので、ご覧いただきたいと思っております。地下鉄銀座線の末広町の駅前というんですかね、出入り口から歩いて1分かからないぐらいのところでございます。定員は87名の施設で、来春の4月にはオープンする予定となっております。

6番のところは今般の2社の選定結果でございます。選定に当たっては、まず最低限6割の得点を得ませんと、その段階で事業者の提案としては採用いたしません。それで、今回の2社につきましてはどちらも6割を超えましたので、提案内容としては合格点という形になりました。その中で、一番下

のところに、「重点地域による1.2倍後の点数」というのがございます。そのB社の提案につきましては、和泉橋出張所地域、就学前のお子さんが最も増えている地域でしたので、点数自体は1.2倍いたしました。A社のほうは外神田でしたので、そのままの点数で、400点と446点という結果になります。

通常であればこの場合B社が選定となるんですけども、今回の提案につきましては、追加公募であったということもありまして、提案を、4月1日か10月1日のどちらでもいいですよという形で提案を募集しました。ただ、その際に、保育需要が増大するのは、やはり4月のほうがお子さんを入りたいという希望は多いので、提案が合格点であれば、4月1日開園の提案を最優先にしますという、さらに追加の条件がございました。そのため、点数としてはこのような形になりましたけれども、4月1日の提案をしていただいたA社のテノ、コーポレーションの提案を採用したという結果でございます。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

4月1日開設のほうを優先しますということは、事業者に向かって言っているということですか。

子育て推進課長

はい。

坂田教育長

ただいまのご説明で、もし疑問点、わからない点あるいはご意見がございましたら。

金丸委員。

金丸委員

そうだとすると、重点地域による1.2倍後の点数という、そのさらに下に、4月1日開設にかかる何倍の点数とやって、客観的に誰もがわかるような表にしたほうがよろしいのではないかなという感じはいたします。

坂田教育長

中根課長。

子育て推進課長

ちょっと、公募要項上は点数でという形はお示ししてございませんでした。先ほど教育長からありましたとおり、公募の点数が6割以上行っていれば、4月1日開設のほうを最優先で、点数にかかわらず採用いたしますということを公募要項上に明記しておりましたので、このような結果になっております。

わかりづらいというのは、確かにおっしゃるとおりだと思いますので、何らかのわかりやすい工夫ができないか、もう少し考えてみたいと思います。

坂田教育長

はい、お願いします。

ほかに何か意見等ございますか。

(なし)

坂田教育長

では、引き続き報告事項に入ります。

障害児ケアプラン検討委員会構成についてということで、児童・家庭支援センター所長からのご説明です。

児童・家庭支援センター所長

はい。それでは、お手元に、「障害児ケアプラン検討委員会 構成員」と

いう資料を1枚ご用意させていただいております。こちらのほうをご覧ください。

今年度から新たに、障害児ケアプランの作成を予定しております、このケアプランを今後具体的に展開していくに当たりまして、外部の方を含めた検討委員会を組織するというものでございます。

具体の検討委員会の構成メンバーでございますが、こちらに記載してございますように、共立女子大学の児童学科の教授でいらっしゃいます小原敏郎先生。この方を初め、教育委員の中川先生、そして大阪市立大空小学校で初代校長をお務めになられていました木村泰子先生。以下、さくらキッズのサービス提供責任者、あるいは区の障害者の福祉機関等、それぞれの責任者の方たち、また区立小学校、幼稚園、保育園、そして私立の保育園のほうからも園長にご参加をいただくと。また、障害を持つお子さんの保護者の方の団体のほうからも代表の方、そして青少年委員会のほうからも1名ご推薦をいただきまして、このような方たちに検討委員会にご参加をいただくというものでございます。

今後、具体的に皆様の日程等を調整させていただきまして、6月下旬から7月初旬にかけて、第1回の検討委員会の開催をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。また、別途、今後、進捗によりまして、当教育委員会にもご報告をさせていただく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、障害児のケアプランについて、具体的に検討を始めるということでございます。当委員会からは中川委員です。よろしく願い申し上げます。

何か、この点につきましてご意見あれば。

金丸委員。

金丸委員

質問なんですけれども、この障害児ケアプラン検討委員会というのは、所轄部署としては福祉部になるんですか。というのは、もし教育委員会であれば、多分教育委員会で任命しなきゃいけないように思うものですから。福祉部で決めたものが報告として上がってきたというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

坂田教育長

はい。お願いします。

児童・家庭支援センター所長

ただいまのご質問の障害児ケアプランの所管でございますが、要は障害のある0歳から18歳までについては、これは子ども部が所管をしておりますので、したがって、このケアプランについては、子ども部の所管事業という位置づけでございます。

したがって、この委員の委嘱につきましても、教育委員会のほうで委嘱をさせていただくということでございまして、保健福祉部につきましては、これは、ご案内のように、18歳以降、こちらの障害者福祉課等が扱っておりますので、そういったところとも密に連携を図らせていただくという趣

旨で、今般、保健福祉部、また保健所のほうからは、母子保健いわゆる妊娠期の対応等も念頭に置き、切れ目のない支援をさせていただくといったことから、子ども部と保健福祉部で連携を図らせていただくということで、このような構成になっているものでございます。

坂田教育長
金丸委員

金丸委員。

教育委員会が委嘱するということになると、本来であれば、相手の承諾を前提にして委嘱をするわけですけれども、教育委員会で選任をしますよね。この場合に、これを、決をしないというのは、教育長に一括してその権限を委ねるといふふうに理解すればよろしいのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

ただいま金丸委員ご指摘のとおり、私ども事務局としてはそのような認識でおりまして、教育長に委ねられている、そちらの事務の所掌の権限の中で扱わせていただきたいというところでございます。

坂田教育長

ということでございます。

よろしいですか。

中川委員。

中川委員

木村泰子先生の所属、役職なんですけど、これは確認しましたか。「初代校長」となっているんですが。「初代校長」でいいのか、「元校長」なのか。

坂田教育長

所長。

児童・家庭支援センター所長

ご本人への直接の確認はまださせていただいておりませんので、ただいまの中川委員のご指摘を踏まえまして、改めてそこのところは確認させていただきます。

坂田教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、ケアプラン、これから検討会を開催するということです。

初回は6月下旬から7月というふうにお話がありました。いつまでにとどのようなスケジュール感なのか、次回でも結構ですので、そういうスケジュール感をお示しいただければと思います。

中川委員

もう一ついいですか。これの中に、前にいただいたときは保健所が入っていたと思うんですけど。

子ども部長

健康推進課長。

中川委員

はい、わかりました。失礼しました。

坂田教育長

では、そういうことでよろしくお願ひ申し上げます。

次に参ります。指導課からの報告事項です。保幼小合同研修会についてということでございます。

お願いします。

主任指導主事

千代田区立保育園、幼稚園、こども園、小学校教員を対象に、幼児教育、いわゆる就学前教育と小学校教育の連携にかかわる課題、そこの滑らかな接続等について研修を実施し、子どもへの理解を深め、千代田区の各学校・園

の教育の充実を図ることを目的に、保幼小合同研修会を実施いたします。こちら、年2回実施する中での今回第1回でございます。

日時は6月19日水曜日午後1時40分から。今回は麴町地区、千代田区立番町幼稚園と番町小学校を会場に実施させていただきます。

内容としましては、公開保育と授業を前半の部分で行い、その後、全体会で実践報告、グループ協議等を行った後、文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官の渋谷先生より指導、ご助言をいただくという内容になってございます。

第2回目のほうにつきましては、明年1月22日、神田地区を中心に、昌平幼稚園・小学校で行うことを予定しております。

これについては以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ご意見がございましたら、どうぞお願いします。

よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

それでは、こういった研修会がございますので、よろしく願いいたします。

引き続き、いじめ、不登校、適応指導教室の状況でございます。4月末の状況でございます。よろしく申し上げます。

主任指導主事

では、初めに、いじめ報告のほうからさせていただきます。

4月当初では18件の報告だったところですが、4月末現在で解消となった児童・生徒が8名ございます。この8名ともに、今年の2月以降、問題なく落ちついて過ごしており、進級してからもその状態が続いていることから、今回4月末時点で解消とさせていただきます。よって、現時点で未解消が10件、解消が8件、累計で18件というふうになっております。

また、新規、新たにいじめが発覚したものについては2件ございます。こちらもちょうど確認をしてみたいというふうに思っております。

続きまして、不登校者数についてなのですが、こちら、まだ4月の授業日数が30日に満たないため、今回は不登校の報告ということはありません。次回の中で、恐らく30日を超えてくる児童・生徒がいるのではないかとというところで、注視しているところでございます。

続きまして、適応指導教室、いわゆる白鳥教室の利用状況です。

こちらについては、新規で3名の児童・生徒が利用しております。昨年度末で2名利用していた児童につきましては、学校復帰を果たしております。

こちらの件については、報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

という状況でございますが、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

4月末現在の状況でございます。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長 | それでは、以上とします。
それでは、報告事項は終わりました。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月5日号）掲載事項

坂田教育長 | その他の事項に参ります。
子ども総務課より2件ございます。教育委員会の行事予定、そして広報千代田6月5日号の掲載事項でございます。両方ともお願いいたします。

子ども総務課長 | では、2件続けてご報告させていただきます。

まず、教育委員会行事予定表です。本日5月29日、教育委員会ということで、明日から箱根移動教室、富士見小、和泉小が出発するわけですが、箱根の移動教室の状況につきまして、指導課のほうから現状をご報告、情報提供いただければと思います。

主任指導主事 | 箱根の移動教室につきましては、先週来から噴火等の心配、レベル2ということで少し心配されておりますが、大涌谷のほう、あちらのほうが入山規制されておりますが、その他の活動場所につきましては、問題なく活動できるということが確認とれております。

また、指導課からも1名を派遣し、現地の安全を確認した上で、現在も実施しているところです。予定どおり明日もスタートできるのではないかとというふうに思っております。

以上です。

坂田教育長 | はい。

子ども総務課長 | 続きまして、6月1日土曜日、お茶の水小学校運動会でございます。

それから、6月6日の木曜日、14時から学校保健会総会ということで、教育委員の皆様にもご出席をお願いしたいと思っております。

それから、裏面です。6月11日、教育委員会の定例会でございます。時間は15時からということで、いつもどおりです。

それから、下のほうに参りまして、先ほど主任指導主事からもご説明させていただきましたけれども、6月19日水曜日、13時30分から保・幼・小合同研修会（第1回）ということで、番町幼稚園・小学校体育館というところで、こちらのほうも皆様のご出席をお願いしたいと思っております。

行事予定は以上でございます。

続けて、広報の一覧でございますけれども、もう季節柄ということで、6月5日号で Deng 熱・ジカ熱の対策について周知するというこの予定になっております。

以下、例年どおりの各所管の事業になっております。

以上です。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。
行事予定、そして広報の掲載予定表でございますが、お気づきの点がございましたらご指摘いただきたいと思いますが、よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、必要に応じて、出席方、よろしくお願い申し上げます。
それでは、その他事項につきましても終了とさせていただきます。
ほかに、特に教育委員さんから情報提供等がございましたら、よろしいですか。

金丸委員 金丸委員。
昨日の登戸の事件を受けて、お茶の水小学校が改築のために動きますよね、多分バスを出すんだらうと思うんですが、多分バスを出しても、登戸のような事件は起きないだらうとは思いますが、あれが起きて半年もたないうちにスタートするバスの運行について、どのような形で安全を確保するか、何か教育委員会としての検討が必要なのではないかというふうに思っております。

坂田教育長 学務課長。
学務課長 今現在検討した内容をちょっとご説明申し上げます。
まず、バスの中に添乗員を乗せまして、またそれ以外に、乗降場所に安全整理員を配置いたしまして、子どもさんの乗り漏れのないという確認も含めて、安全確保を図る予定でおります。
また、集合場所ですけれども、登戸の場合は歩道上に並んでいたということで、来街者が、通行人が通るところでいたわけですが、今回のお茶小の場合については、錦華公園の中に集まっただいて、通行者が入らない形での集合を考えております。その上で、乗るときについては、先ほどの安全整理員がスムーズにバスの乗車口まで案内して確認するというを確認しておりますので、登戸と事情が違うと思えますけれども、あの事例を参考にしまして、今後、事業者と打ち合わせをしながら、そういったことのないような形での確認をしていこうと思うと同時に、地域の目が大事だと思いますので、地域への呼びかけも含めて、子どもさんの安全確保を全体で見守っていこうというような形を我々としては考えております。

金丸委員 よろしく願いいたします。

坂田教育長 ほかにございますか。

中川委員 中川委員。
それに関連してですけれども、こういうことが起きてくると、ほんと、いつどこで何が起こるかというのは予測不能ではありますが、きのうの事件を受けまして、学校では何か対応をしていただきましたでしょうか。

坂田教育長 主任。
主任指導主事 まず、昨日、朝の時点でこのニュースが入ってまいりましたので、午前中、10時半前後だったと思います、指導課のほうから各学校に、安全配慮等

について、また通学路等の安全確認等について、4点ほどポイントを載せた通知のほうを発出させていただいております。

学務課長 ちょっと関連ですけども。

実は昨年度のときに、ちょっと事情は違いますけども、他区自治体で、子どもの通学の列に自動車が突っ込むという事故がありましたので、その経験を踏まえて、本区では、シルバー人材センターを中心に安全確保を行っています。また、警察署にお願いしまして安全確保の講習会を行っており、凶悪犯罪だけじゃなくて交通安全も含めて、今年度もそういったものをシルバー人材センターの方に対して署員から講習するというようになっております。

中川委員 もう一つ、園庭のない保育園がお散歩に出るんですよ。そのときにやっぱり事故に巻き込まれないようにしないといけないと思うので、その辺の対策を考えないといけないかなと思っていますけど。

子育て推進課長 直接は子ども支援課長のほうが運営の担当ですけど、私の知っている範囲で申し上げますと、あの津市の事件もございまして、その後、ちょうど保育園の園長と施設代表者が集まっていた機会がございまして、その中で外出時の子どもを安全に外出場所まで連れていく体制の確認等々を、改めてその場でお願いいたしました。

そしてまた、その場で勉強会的に、各園長先生、代表者が把握している自分たちの代替園庭に行く経路の危険箇所はここだという情報を交換し合う場もその中につくって、そういった形で改めて園児の安全について、施設長の皆さんにご確認いただいたということを行っております。

主任指導主事 今日、各学校、小学校、中学校のほうに直接指導主事のほうから電話等で安全に対する注意喚起と、警察のほうにも改めてお電話をして、パトロールの強化等をご依頼し、了承をいただいているところです。

また、声が出せなかった、出なかったということもあると思うんですが、防犯ブザーの活用というところも非常に大事なところで、防犯ブザーの点検等も含めて、学校で確認、指導するように、子どもたちの心のケアとともに学校のほうに連絡したところです。

以上です。

坂田教育長 はい。よろしいですか。

長崎委員。 長崎委員。

長崎委員 この前の日曜日にわんぱく相撲に行ってきました、わんぱく相撲って東京青年会議所さんが主催しているんですかね。そのときにチラシをいただきまして、さっきの読書の件なんですけど、「来るAI時代 なぜ読書が必要なのか」というテーマで、今度7月に講演とかパネルディスカッションとかがあるそうなんです。協力で千代田区教育委員会も入っているの、ご存じなのかとは思いますが。そのパネルディスカッションで、花まる学習会代表の高濱さんという方と、東京青年会議所の方と神田一橋中学校となっていたんですよ。どなたがお話しになるのかはわからないんですが。

坂田教育長 神田一橋の誰がというのは書いていない。

長崎委員 誰がというのは書いていないです。はい。

それと、あと、もう一件、5月16日の日経だったんですけど、成人式の対象を二十のままにというのは、甲府市で何か決まったというのが出ていて、千代田区として、その方針というか、もうそろそろ近づいてきているのであれば、示したほうがいいのかかなんて思いました。

坂田教育長 昨年、金丸委員に指摘を。18、19、20と、みんな一緒にするのかという。

長崎委員 18だと大学受験の時期と重なるし、飲酒、喫煙も二十からだったら、成人式も二十からという。

坂田教育長 二十にしたのはどこですか。

長崎委員 甲府市です。18歳に引き下げられた後も、成人式の対象年齢は現行のままにすると発表したそうです。

以上です。

子ども総務課長 生涯学習・スポーツ課でどうするかというのを本格的に検討し始めたところです。あと、会場の問題とかもあると思うので、そこも含めて検討に入っているというところで、もう少し進んだ時点でまた、情報提供させていただきます。

長崎委員 よろしくお願いします。

坂田教育長 金丸委員。

金丸委員 先週の土曜日の神田一橋中学校での運動会で、ひょっとしたら杞憂なのかもしれませんが、50メートル走、中学生が走っていて、結構かなりの人数の子が、ちょうど教員室の前あたりのところで、靴が脱げているんですね。それは一番スピードが乗っているからそうなっちゃっているのかもしれませんが、グラウンドの状況をチェックしていただくとありがたいと思います。

主任指導主事 私の指導した経験では、靴ひもをしっかりと締めていないというところが、多かったと思います。

ただ、本当に単純にそういった理由だけなのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

長崎委員 何人かはちゃんとしたランニングシューズを履いている子もいたんですけど、大体が上履き、ひも靴ではあるんですけど上履きで走っていました。

坂田教育長 わかりました。いろいろ原因がありそうですね。

長崎委員 50メートル走が、直線でこう、グラウンドの真ん中を走るんですけど、ラインが引いていないんですね。そこを走ると、意外とみんな真っすぐ走っていない。何か真ん中に寄っちゃって、コースがなくなっちゃう子がいたりするので。

坂田教育長 いろんな原因が重なっていると。それは学校に確認してみます。

中川委員 ちゃんと運動靴を履かなきゃいけませんね。

長崎委員 上履きも運動靴のような上履きではあるんですが。陸上部の部員みたいな子は、ちゃんと自分の靴を履いているんですね。

坂田教育長 はい。

運動会関係は、これは無事でしたよね、天候も含めて。そんな暑いときじやなかった。

主任指導主事 かなり暑かったんですが、神田一橋については、午前中のところでも15分間のクールダウンの時間をとって、生徒全員を体育館に入れて、体を冷やして、後は塩分タブレットを補給するというような対応をしておりました。

特段、筋肉痛とかすり傷とか、そういうのもたくさんありましたが、熱中症と思われる頭痛等も、保健室へ行ってすぐ回復したということで、大事には至っていないという報告は受けております。

坂田教育長 はい。

それでは、よろしいでしょうかね。

(な し)

坂田教育長 はい。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了とさせていただきます。

定例会を閉会いたします。ありがとうございました。